

商工委員會議録第十四号

昭和三十三年三月六日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事 内田 常雄君

理事 佐本 一雄君 理事 島村 一郎君

理事 長谷川四郎君 理事 加藤 清一君

理事 松平 忠久君

有馬 英治君 大倉 三郎君

川野 芳滿君 菅 太郎君

神田 博君 齋藤 憲三君

櫻内 義雄君 椎名悦三郎君

首藤 新八君 南 好雄君

山手 滿男君 佐竹 新市君

田中 武夫君 田中 利勝君

永井勝次郎君 水谷長三郎君

八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

通商産業 小笠 公昭君

政務次官 松尾泰一郎君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(通商局長) 小室 恒夫君

通商産業事務官 黒川 眞武君

(企業局長) 川上 爲治君

通商産業事務官 小室 恒夫君

(繊維局長) 稲益 繁君

工業技術院長 黒川 眞武君

中小企業庁長官 川上 爲治君

委員外の出席者

大蔵事務官 稲益 繁君

(大蔵官房財政 務調査官)

大蔵事務官 海堀 洋平君

(主計官) 専門員 越田 清七君

三月五日

工業用水道事業法案(内閣提出第一二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本貿易振興会法案(内閣提出第八八号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

工業用水道事業法案(内閣提出第一二二号)

〇小平委員長 これより會議を開きます。

まず、昨五日、本委員会に付託されました工業用水道事業法案を議題とし、審査に入ります。

まず、その趣旨の説明を求めます。

小笠通商産業政務次官。

工業用水道事業法案

工業用水道事業法案

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 事業(第三条・第十條)

第三章 施設(第十一條・第十五條)

第四章 供給(第十六條・第二十條)

第五章 雑則(第二十一條・第二十六條)

第六章 罰則(第二十七條・第三十六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く)をいう。

3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの總体をいう。

4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

5 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことによつて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

第二章 事業

(事業の届出及び許可)

第三条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日六十日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 給水区域

三 給水能力

四 水源の種類及び取水地点

2 前項の届出書又は申請書には、事業計画及び工業用水道施設の工事設計を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その工業用水道事業の開始が工業における一般の需要に適合すること。

二 その工業用水道事業の計画が確実であること。

三 その工業用水道施設の工事設計が第十一條に規定する施設基準に適合していること。

四 その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切であること。

(給水能力等の変更)

第六条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前に)、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第七条 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業

大臣に届け出なければならない。

(承継)

第八条 地方公共団体以外の工業用水道事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、工業用水道事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により工業用水道事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第九条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、その工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 通商産業大臣は、工業用水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときは、前項の許可をしななければならない。

(事業の許可の取消)

第十条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が正当な理由がないのに第三条第二項の許可を受けた後三年以内にその事業を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が前条第二項の許可を受けないで引き続き

六月以上その事業の全部又は一部を休止したときは、第三条第二項の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその工業用水道事業者に交付しなければならない。

第三章 施設

(施設基準)

第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を送るのに必要な貯水能力を有すること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ必要な浄化をするためのちんでん池その他の設備を有すること。

五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。工業用水道施設の位置及び配列

は、その設置及び維持管理ができるだけ経済的であるように定めなければならない。

3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、工業用水道施設に關して必要な技術的基準は、通商産業省令で定める。(工事設計の変更等)

第十二条 通商産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合していると認めるときは、遅滞なく、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。

(給水開始前の届出)

第十三条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をした場合において、その工事に係る工業用水道施設を使用し給水を開始しようとするときは、その旨を通商産業大臣に

届け出なければならない。

(施設の維持)

第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、工業用水道施設が第十一条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、工業用水道事業者に対し、工業用水道施設をその施設基準に適合するように改善すべきことを指示することができる。

(土地の立入)

第十五条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に關する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 工業用水道事業者は、第一項の

規定により他人の土地に立ち入つたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第四章 供給

(給水義務)

第十六条 工業用水道事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。ただし、給水の申込を受けた工業用水の量が次条に規定する供給規程で定める一給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りでない。

2 工業用水道事業者は、その給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。

(供給規定)

第十七条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更するときは、同様とする。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に関する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に関する命令及び処分)

第十八条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者の工業用水の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、その工業用水道事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。

(水質の測定)

第十九条 工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

(国の援助)

第二十条 国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

(自家用工業用水道の届出)

第二十一条 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 給水先

三 給水能力

四 水源の種類及び取水地点

五 給水開始の年月日

六 通商産業省令で定める施設の概要

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があつたとき、又は給水を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(水源調査)

第二十二条 通商産業大臣は、工業用水道の水源の開発上必要な調査(河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川又は同法が適用される水流、水面若しくは河川に係るものを除く。)に努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十三条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、工業用水道事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところによ

り、自家用工業用水道を布設している者に対し、その工業用水道による給水に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十四条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十五条 通商産業大臣は、第十条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第二十六条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つ

た日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して第四号第一項第三号又は第四号の事項を変更した者

二 第九条第二項の規定に違反して工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十六条第一項の規定に違反して工業用水の供給を拒んだ者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

需要に応じ工業用水を供給したものの

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条、第八条第二項、第十三条又は第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

三 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用水道施設の設置の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日前に工業用水道施設の設置の工事を開始する地方公共団体に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「その工業用水道施設の設置の工事の開始の日」の六十日前まで」とあ

るのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に工業用水事業を営んでいる者は、第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなされた者（以下「既存工業用水事業業者」という。）は、この法律の施行の日から三月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

5 この法律の施行の際現に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日以前に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を開始する地方公共団体たる工業用水事業業者に対する第六条第一項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な工事用水道施設の変更の工事の開始の日」の四十年前まで（工事を要しないときは、その変更前）とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

6 地方公共団体たる既存工業用水事業業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程（供給規程

を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件）は、第十七条第一項の規定による届出をした供給規程とみなす。

7 地方公共団体以外の既存工業用水事業業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程（供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件）は、この法律の施行の日から六月間は、第十七条第二項の認可を受けた供給規程とみなす。

8 既存工業用水事業業者は、この法律の施行の日から一月以内に、前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

9 この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、この法律の施行の日から三月以内に、第二十一条第一項各号の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした者は、第二十一条第二項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

11 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の既存工業用水事業業者であつて、附則第四項の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもの

二 地方公共団体以外の既存工業用水事業業者であつて、附則第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

三 附則第九項の規定による届出

をせず、又は虚偽の届出をした者

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「水道用水供給事業」の下に、「工業用水事業法（昭和三十三年法律第 号）による工業用水事業」を加える。

（道路法の一部改正）
14 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「水道法（昭和三十三年法律第七十七号）」の下に、「工業用水事業法（昭和三十三年法律第 号）」を加え、「又は水道用水供給事業」を「水道用水供給事業又は工業用水事業」に改める。

理由

工業用水の豊富低廉な供給を図ることにより工業の健全な発達に寄与するため、工業用水事業の運営を適正かつ合理的ならしめる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小笠政府委員 ただいま議題となり

ました工業用水事業法案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。わが国経済の発展をはかるためには、道路、港湾、鉄道、工業用水、工業用地等の工業立地条件を総合的に整備し、その隘路を開闢することによつて、工業生産の急速な拡大をはかることが、基本的な重要性を有すること

は、あらためて申し上げるまでもありません。なかんずく、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものであり、かつ、きわめて大量の供給を必要とするものであります。その豊富低廉な用水の確保は、工業の発展をはかる上において、最も重大な要件をなすものであります。しかるに、近年における工業生産の急速な拡大に伴ひまして、工業用水に対する需要は急激な増大を見せ、このため、主要な工業地帯においては、用水の供給がきわめて逼迫いたしました。今や工業用水の不足が工業の発展にとって重大な阻害要因となるに至つたのであります。

一方、工業用水に対する需要の増大に伴ひまして、その最大の供給源であります河川水は、これまでのように工場、住宅の近辺に求めることが困難となつて参りました。工場がみずから単独で引水することは、きわめて困難となつたばかりでなく、河川水と並ぶ大きな供給源でありました地下水につきましても、多くの工業地帯では、すでにくみ上げの限界に達しており、過度くみ上げのため、種々の障害を惹起して、工業用水法の指定地域としてくみ上げ制限を行なっている地帯もある現状であります。従ひまして、今後における工業生産の発展を期するためには、相当

遠方から工業地帯に引水することによつて、工業用水の供給を確保することが、絶対的な要請となつてくるのであります。

このような事情を反映して、工業用水事業は、最近急速な拡大を見せつつありまして、わが国における主要な工業地帯における用水の供給は、今後は、その大きな部分を工業用水事業によつて行われることになるものと思われま

す。しかも、将来の工業の発展に伴つて、工業用水に対する需要は、増大の一途をたどるものと予測されております。通商産業省におきまして調査したところによりますと、全国主要工場の工業用水使用量は、昭和三十一年におきましては、二億三千二百一十万トン、うち淡水千七百四十万トン、海水千二百八十万トンであったものが、新長期経済計画の最終年度である昭和三十七年には、五千九百八十八万トン、うち淡水三千三百八十八万トン、海水二千六百六十万トンと、約二倍近くの量が必要となるものと推定されてお

り、今後の大きな課題となつておるものであります。従ひまして、通商産業省といたしましては、今後の工業用水供給の基幹となると考えられます工業用水事業について、一方、工業用水道の布設に対する補助金の交付、資金獲得の援助等、一連の助成措置を講ずるとともに、他方これらの措置を通じて積極的な行政指導を行うことによりまして、工業用水事業の運営の適正化、合理化をはかつてきたのであります。何分、工業用水事業は、最近ようやく普及して参りました事業でありまして、

從來、その根拠となるべき法律がなかったものであります。

しかしながら、工業用水の需要の飛躍的増大が必至であり、これに対応するため、工業用水道事業が急激に増加しつつある今日の事態におきましては、従来の体制ではとうてい不十分であると申さなければなりません。通商産業省といたしましては、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることにより、工業用水の豊富低廉な供給をはかるため、ここに本法案を立案し、工業の健全な発達に寄与したいと考えている次第であります。本法案の主たる内容は、次の通りであります。

第一に、工業生産の発展に伴い、工業用水道事業が工業用水の主要な供給源となりつつある現状にかんがみ、工業用水道事業の開始を、地方公共団体の管轄のものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、法定の基準にのっとり工業用水道の建設及び運営が行われるように措置いたしました。

第二に、工業用水道の水源は、量的にきわめて限られており、工業用水道事業は、工業に対して、事実上強い地域的独占性を有するものとなっておりますが、他方、工業用水は、きわめて大量に使用されるものであります。従って、その供給条件のいかんは、工業経営に重大な影響を及ぼすこととなります。このため、工業用水道事業者に、供給規程の設定の義務を課するとともに、その内容について一定の基準を示して、これによらしめることとし、地方公共団体については、これを届け出させるとともに、その他のものについて

ては認可制を取り、その供給条件の適正化をはかることといたしました。

第三に、工業用水の供給は、工業生産上不可欠のものでありますので、その供給が拒まれ、あるいは不測の事故等によって供給が停止されることとなりますと、直ちに工業生産の停止を招来することとなります。このため、工業用水道事業者に對し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保することといたしました。

第四に、豊富低廉な工業用水の供給をはかるため、工業用水道の施設につき、国が資金の確保その他の援助に努めることを法定いたしましたほか、工業用水道の施設の促進するため、通商産業大臣の行う水源調査、土地立ち入り、土地収用、道路占用の特例等の法的措置を講ずることといたしました。以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

連合会も、やはりその三分の二以上が中小企業者をもつて構成せられるものでなければならぬということで、前回の議員立法のミス・プリントを修正するという程度で、ごく小さい、軽い法律案であることは、諸君も御承知の通りであります。

ところで、お伺いをいたしたいのは、この両項目とも、わざわざ法律案にして、この国会の審議にまで持ち出すような大問題ではないのであります。が、中小企業金融公庫に副総裁を置くことが、そんなに大問題でありましょうか。また、もし副総裁を置く必要があるといたしまして、中小企業金融公庫におきましては、職制などにつきまして、政府がこれを監督しているはずでありますから、副総裁というものは、法律などによらないで、理事の職務順位を定めると同じようなことで、職制で御自由にお置きになったら、それで済むことであつて、こういうつまらぬ法律をわざわざ出すくらいなら、中小企業につきましては、もっと出さなければならぬ大切な法律があると思ふのであります。なぜこういうものを先にお出しになるのか、ちょうど公務次官がおいでになりますから、お聞きをいたしておきます。

○小笠政府委員 公庫法の改正の内容につきましては、お示しの二点でございます。お尋ねのように、副総裁は、内部の職制で置いてよいじゃないかというお話もございます。そういう便宜措置も、講じ得るとは考えますが、公庫は、政府の機関でありまして、政府機関の役員というものは、法定することが普通でございます。従いまし

トを法定しておくことが、より適切である、こういう考え方をいたしておるのであります。

副総裁を置かなければならぬかどうかという問題になりますと、御承知のように、公庫が誕生いたしましたので、四年近くになるわけであります。順次その機能を拡大して参りまして、中小企業金融に貢献しつつあること、御承知の通りであります。従いまして、内部にも、いろいろな多くの事務が輻湊して参りましたので、総裁にかわつて公庫を代表し、それを統括していくというふうな副総裁制度を置く方が適當だ、こういう考え方がございまして、副総裁制度を置くことにいたしましたのであります。

なお、第三点といたしまして、中小企業に関するいろいろな重要な諸点があるのに、これを優先させたのはなぜかというお尋ねのように聞きました。が、中小企業の問題につきましては、別途御審議を願つておるようないろいろな案件もございますが、今、申し上げましたような公庫の組織を変えることもまた、重要なことだと考えて、提出いたしました次第でございます。

○内田委員 大体、先般の法律案の提案趣旨の御説明と同じようでありまして、私は、第一点の、中小企業金融公庫に副総裁を置くことは、反対ではございません。何しろ、今まで平理事でいった方が、副総裁になるのでありますから、格もつきましますし、また、よりりつぱな自動車にも乗れるわけでありまして、けつこうなことでありますから、それ自体反対はいたしません。が、それから、政府関係の中小企業金融機関につきましては、ほかに国民金融公

庫もあり、商工中金もございます。国民金融公庫につきましては、法律上の職制上か、とにかく副総裁というものがおられて、民間から来ておられるのであります。商工中金の方はどうなっておりますか、よろしうか。

○小笠政府委員 商工組合中央金庫法に、副理事長の制度はございません。

○内田委員 それならば、お尋ねいたしたいのでありますけれども、商工組合中央金庫というものは、単純なる民間機関ではないに、商工組合中央金庫法という法律がありまして、その第何条かに、この金庫の理事長、理事、監事は、政府がこれを任命するという項目がありまして、公庫、公団における役員任命制度と全く同じであります。今、公務次官のお話では、中小企業金融公庫は、創立以来四年になつて忙し

いということでありまして、それならば、商工組合中央金庫は、創立以来数十年になつて、もっと忙しいはずで、大抵この商工組合中央金庫と中小企業金融公庫とは、現在の程度に忙しさが違ふか。この営業所は、商工組合中央金庫は大体何カ所あるか、それから中小企業金融公庫は大体何カ所あるか。これは御存じないでしようから、中小企業庁長官からお伺ひいたしたいと思ひます。

○川上政府委員 この営業所につきましては、中小企業金融公庫の方は、現在支所が八つあります。今回予算をとつていただきました、さらにこれを二カ所ふやすことにしております。それから商工中金の営業所につきましては、現在約五十カ所あります。従いまして、その点におきましては、商工中金の方が、人数の上から、営業所の

話をしなかつたのであります。その点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

今、お話がございましたように、この商工組合中央金庫に対して、資金運用部の資金を直接貸し付けるといふ道は、私はぜひその道は開きたい、こういう念願でおるのでございますが、今日までその実現を見ないといふことでございまして、遺憾に存じております。

なぜ政府機関である中小企業金融公庫にはその道があり、同じく政府機関と称せられておる商工組合中央金庫に、その道がなかなか達成されないかといふことになりまして、これはいろいろな御意見がございまして、これは戦後商工組合中央金庫の再建の途上において、これを民間ベースの金融機関に再建したいといふこととでスタートしたものであります。政府の金と民間の資金とでなっておりますが、その当時のいきさつがまだ残っております。純粋の、いわゆる政府機関にまだなり切つておらないところに問題があるものであります。そういう点から考へまして、商工組合中央金庫の性格といふものを、もう少し変えたらどうか。ほんとうに政府機関なら政府機関の形にして、それに伴つて中小企業金融公庫との職能分野をはつきり分けていく、こういうふうな考え方で、性格のところから一つすっきりしたものにしたい、こういうつもりでおるのであります。そういうふうな考え方は、いつまでも過去の事柄を引いて、なかなか話がまとまりにくい、こういうふうな考え方をいたしておるわけでありまして、

○内田委員 私、ここで重大な説明を小笠政務次官にいたしますが、私の

本心は、決してあなたを攻撃するためではありませんから、よく聞いていただいて、一つ私の思想を、あなたは受け入れていただきたい。

商工中金の性格というものを考える必要は、ごうもありません。もし人あつて民間機関というならば、それはいいです。何も公団、公社にする必要はない。しかし、それは長期信用銀行や、興業銀行や不動産銀行と違ひまして、準則立法の金融機関ではない。そのものずばり、商工組合中央金庫法という組織法があつて、できておる機関でありますから、政府機関といつても、差しつかえないと私は思ひます。他の見解があつてもかまいません。ところで、小笠君の考え方が非常に間違つておるといふか、人にわざわざされておるといふか、人によりさへ上げますと、今日、資金運用部資金の貸付先は、決して三公社五現業とか、あるいは政府の特別会計だけに貸すという性格のものではないのです。戦後、昭和二十四年に私が経済安定本部の財政金融局長をしておるときに、ドッジというアメリカ人が来て、一般会計においては超均衡財政をやつて、国民大衆からは税金でも何でも金を吸い上げればよいのだ。そして、それを財政の中に蓄積をしておいて、日本のインフレをとめる。のみならず、郵便貯金でも何でも、政府機関の窓口を通じて集められたものは、郵便貯金は一般大衆の貯金でありますけれども、これは政府機関を通じて吸い上げてきたものだから、決して民間に放出してはいかぬ。これは国とか、公共団体とか、あるいは政府機関に限るべしといふことで、私を初め、時の政府から司

令部に日参をして抵抗したにかかわらず、司令部に押し込められて作られた。今日ここに大蔵省の職員が来ておられますが、これはあなた方が作つたものではありません。これは私が一番よく知つておる。今日の理財局長よりも、だれよりも知つておる。今日の大蔵省の諸君は、この資金運用部の性格を誤解している。この資金は公社とか公団とか、あるいは国とか、公共団体とかいふものの以外に貸してはならぬものだと思つておる。あなたはその思想にかぶれて、商工中金を公社、公団と同じように改組しなければ、預金部の安い金を出せないものだと思つておるところに誤まりがある。今日世間に、商工中金や、はたまた信用金庫に預金部資金を出せといふ声があつたとして、それがほんとうに中小企業振興のためには必要であるか、政府が踏み切り、あるいは自由民主党なり、社会党なりが、それをほんとうに国を興すために必要だと考えれば、それをやつてもいいのだ。私は、今これをやれといふのじゃない。もし、社会党のために言うならば、もし労働金庫に資金運用部の金を回すことが、天下の大政策として国を立てるために必要だといふならば、何も労働金庫、あるいは信用金庫を政府機関にする必要はない。むしろ、資金運用部の運用法規のあり方を、ドッジとか、マッカーサーだかの支配を脱しておいて、本来の姿に戻せばいい。戦前にあつては、資金運用部は商工中金にも直接貸しをしておつた。それが神武以来の政策だ。戦争中にもこれをやつた。しかるに、戦後ドッジが来て、その当時の特定の目的から政策転換をした。そのときには、時代的、歴史的意

味はあつたが、今日は終戦後十三年であつて、世の中の流れがすっかり變つておる。何が一体資金運用部をして一番よい運用の仕方であるかといふことを、政策としてきめていって、必要であれば、資金運用部資金法を改正することとも一向差しつかえないのである。決して資金運用部の貸し出し先は、本来の建前として、三公社、五現業と特別会計に限られてゐるものではないから、あれから金を借りようと思つれば、みなお役人にならなければ金を借りられないといふ考え方をすべきではない。資金運用部のあり方を、時代に即応して、昔に戻せとはいひませんが、そのとき、そのときに即応する政策として持つてくるべきことが、正しいことである。ただ、ここには一つの危険がある。もし資金運用部資金法の融資対象を広げるといふことになると、どこまで広げるといふことがわからない。しまいに民間の銀行とか、あらゆる重工業、軽工業、一切の特殊会社と名のつくものは、資金運用部から金を借りられるやうに直される危険があるといふので、政府の一部では押えられております。ただ商工中金につきましては、現在すでに債権引き受けの道が開かれておりまして、資金運用部資金法第七条を見ましても、商工中金に対する債権の引き受けという言葉が載つておるのでありますから、これは新しい対象を設けることにはならぬのであります。だから、商工中金に直接貸しといふことをやらせましても、決してあとと多敷の対象がついてくるということはありません。しかし、これは、ほんとうの精神は、ただあとからついてくるも

のを拒むといふことではありません。ほんとうの政策から考へて必要な場合には、必要の対象に郵便貯金を還元するといふことを、やらなければならぬのであります。これが政治である。われわれが代議士に出てきてゐるゆゑのものは、そのために出てきてゐるので、昔は私も官僚であつたが、官僚政治にまかせられなかつたので、私は官僚をやめて代議士に出てきたのです。この中小企業金融公庫法の改正といふつまらぬ法律を出すくらいならば、もっとほんとうに大切なことを一緒にやつていこうといふことを、私は最後の機会として切々申し上げておきます。よく考えられてほしいと思ひます。しかし、あなた方が反省し理解しなければ、私は、この法律の通過には、一人になつても最後まで反対をいたします。委員長、私はまだこの質問を留保いたしておきます。これは別に政府の重要法案でありません。この法律を作らないからといって、予算が動かないとか、岸内閣がどうかといふ法律ではございせんから、私は最後の瞬間まで反対をいたします。私は政府の考え方が納得できるようにするまでは、議員の一人として、こういうばかしの法律案には賛成できませんから、申し上げておきます。

○小笠政務次官 いろいろお話を伺ひましたが、ごもっともな点も多々あります。目的は、中小企業の金融を、より円滑にすることでありまして、法律操作の問題については、いろいろの考へ方がございまして、先ほど申し上げましたような事情もありまして、各種の角度から考へて、この目的が達成されるように、今後努力をいたしたいと

考えております。非常に過去の事情に精通せられてゐる内田委員からも、いろいろ御支援をお願いしまして、進めて参りたい、こう考えております。

○松平委員 今の中小企業金融公庫法の改正案について、今、環境衛生部長を、私は要求しているものであります。来ないらしいから、留保しておきまして、次の機会にやりたいと思ひますから、そういうふうに取り計らつていただきたいと思ひます。

○長谷川(四)委員 今、いろいろな御意見があつたのですが、ただ一つ、伺つてみたいのは、公庫の中には、理事がたぐさいるでしょう。その理事が、各県を分担して担当しているという理事はいないのです。全部一緒くたなのですか。何かそれぞれの地域を担当するような理事を作つて、たとえば、群馬と栃木と東京までは、だれだれ理事の担当だということになると、非常に金融のいろいろな面が促進しやすいと考えますが、そういうふうになつていないのですか。

○川上政府委員 中小企業金融公庫の理事につきましては、大阪以西の問題につきましても、主として現在大阪に配置されております理事が受け持つておりました。それから以東、以北の問題につきましても、本店の方で兼は扱つております。しかし、仰せの通り、本店の中で、各理事が地域的な分担はいたしてありませんので、今お話しになりましたような点は、今後の職制改革の問題として、十分研究したいと考えております。

○長谷川(四)委員 とにかく公庫の理事になれば、相当頭の良い人だと思つておつた。ところが、あまりよくない。

い。そういう人に、大阪から分けて、これだけ広い地域を見ろと言つたつて、無理です。私は、常にそういうことを考へておる。いろいろなことを言つていっても、ちつとも理事がわからない。総括したものしかわからないというところでなく、もつと真剣味を帯びて——われわれが、中小企業金融公庫なり、あるいは商工中金なりが、いかに中小企業に大事か。こういうことで、今度の予算にしても、これだけの力こぶを入れてゐるゆゑんというものは、どこにあるかということなんです。中小企業の実際の苦境がどこにあるか、理事のものにわからなければならぬと思う。そのわからないところが、われわれの期待に沿わないところである。私は考へてゐる。だから、どうかそういうふうに分担をして担当をきめていく。そうならなければ、必ずや私は一歩前進する、こう考へる。どうかその点を考へてもらいたい、それだけです。

○小平委員 次に、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 私は大臣を要求しておりますが、いつ参りますか。

○小平委員 今、参議院の方と打ち合せをしてあります。

○加藤(清)委員 参議院にかまけて、いつも大臣が出て参りません。決して委員の不勉強でも、なまけでもないのに、審議が滞滞するゆゑんのものは、大臣が予算とか参議院とかにかまけて出てこないからだ。それで、委員長に

おかせられては、至急大臣を呼び寄せていただきたい。

大臣がおりませんので、次官にお尋ねいたします。ただいま審議されておるこの貿易振興会法に關して、お尋ねいたしますが、新聞によると、御承知の通り、国民待望のうちに、日中の第四次貿易協定が締結されたやうでございまして。これに對して、政府の態度をただしたいのですが、まず第一番に、この協定によれば、民間代表部を交互設置することに相なつております。承れば、中小企業金融公庫のときも、法律が決定しない前に、人間がきまつておるやうでございまして。ところが、この中国の民間代表部設置については、それほどお手回しよくやつていらつしやるのか、やつていらつしやるのか。一体、だれを目当てにしていらつしやるのか、あるいはだれといることがわからなければ、どういふ人物をこれに當てようとしていらつしやるのか。常にお手回しのよい通産当局でございまして、おそれなく、すでに當てがあるかと存じます。お答え願ひたい。

○小笠政府委員 お答えいたします。第四次協定が調印せられました。わが国から中国に代表部を送る場合に、どういふ人を代表として派遣するかというお尋ねであります。そういうふうな人事の問題は、まだ何もきまつておりません。また、御承知の通り、民間協定でございまして、政府としては、直接には、ただいまのところ承知しておらない、こういう状況でござい

けですが、それは異なことを聞くものです。なるほど、名前は民間協定ではございしますが、今までの民間協定が難波に難波を重ねたゆゑんのものは、一体どこにあるかといへば、政府みずから、この協定に對していろいろサセス

をしよう、そのサセスの内容が、遅延した原因になつてゐる。決して政府が干渉しないとか、關係しないといふことは言へないはずで、問題は、熱の入れ方です。ジェトロの人的構成についても、すでに御用意があると、はのかに聞いております。すべての問題が、準備万端整つてゐるにもかかわりませず、この協定は、きのう、きょうできたものではございません。すでに一年有余、準備期間からいへば、二年有余もかかつてゐる。その内容の第一に、民間代表部を設置するということがあげられてゐることは、明らかで、事実は、イギリスのごときは、御承知の通り、オールドペー卿というやうな、皇室に最も近い、国民の師表に仰がれるやうな人を北京に派遣して、すでに五年になつております。日本の貿易は、この国においても立ちおかれておりますが、特に中国に關しては、それがはなはだしい。それは政府の急慢のゆゑんであるといわれてもやむを得ないだらうと思ひます。だれ、かれといふことが、わかつておられない、せめて、どういふスタイルの、どういふ範疇の方を派遣しようと思ひていらつしやるのか。政府は全く關係しないというならば、今後、民間においてそれを選定したときに、絶対にこれに對してサセスをしないとおつしやるのか、その点を明らかにして

らいたい。

○小笠政府委員 昨日、協定が調印されたといふことを承知いたしておるのではありませんが、その具体的な内容につきましては、まだ承知いたしておりません。そういうふうな事情でありますので、代表部の代表者に、どういふ人を送るかといふことは、まだ何にも考へていないのでありまして、もう少し先の問題に属するといふふうに考へます。

○加藤(清)委員 今度の協定について、何にも存せぬといふやうなことは、逃げ口上以外の何物でもない。すでにどの新聞も、かくのごとく一斉に大見出しでトップ記事に出してゐる。何に一致してゐるかといへば、すでに代表団が立たれます折に、十分に日中議連において検討されたことであり、その問題は、政府みずから、また与党も野党も、それぞれの立場において検討済みのことです。それを知らぬ存せぬと言つては、それでは次官の責任が全うできないといわなければならぬじゃないですか。

○小笠政府委員 協定されました文書につきましても、今朝の新聞等の報道で、承知をいたしておりますが、なお、わが方の代表の油田団長がお帰りになつてから、いろいろ協定の内容等もあると思ひますので、そういうお話を伺わないと、はつきりしたことがまだ十分にかみ得ない状態だと思ひます。文章の読み方のあやとありまして、いろいろ段階でありまして、まだはつきりわかりかねるというものが、少くともただいまの状況であります。

○加藤(清)委員 慎重を期されること

はいいいのですが、当然わかっておられなければならぬ問題について、質問を進めていきたいと思います。

昭和三十一年と三十二年の中国との貿易量、及び金額に換算したものを比較してみます。三十二年の方が少なくなっております。この原因は、一体どこにあるか。金額は、どれだけであつたのか、この点を伺いたい。

○松尾(泰)政府委員 日中の貿易輸出の状況を申し上げますと、通関ベースにおきまして、五十六年度は、輸出が二千四百五万ポンドであります。五十七年度は、輸出が二千五百九十九万九千ポンドであります。他方輸入の方は、五十六年度におきましては二千九百九十四万三千ポンドであります。五十七年度におきましては二千八百六十九万九千ポンド、かようになつておりまして、御指摘のように輸入の方はほとんど横ばいか、若干減つておるわけでありまして、輸出の方は約二百万ポンド以上減つておるという状況でございます。この原因は、五十六年度が、その前年に比べまして、輸出入とも異常に伸びたわけでありまして、いわば、一つの反動ではなかつたかと思つておりますが、昨年度におきましては、中国における経済計画の改編その他もあり、また財界の事情の悪化等によりまして、わが方の輸出も若干伸び悩んだのではないかと考へております。

○加藤(清)委員 そこで、市場調査をし、商品のあつせんを主たる目的として設立されておりますジェトロさんの方にお尋ねしますが、一体、何がゆゑに、この中国貿易が三十一年と二年と比較して、減つてゐるのか。ただいまの

局長の答弁によりますれば、何か原因が中国側にあつたかの印象を受ける御答弁でございまして、ところが、わが党の調査によりますれば、あにはからずや、日本は減つておるのであります。イギリス、フランス、イタリア等の、いわゆる自由国家群の中国に対する貿易量を調べてみますと、これは非常な増加を示しておるのであります。なるほど、五十六年計画が、ちょうど第一次が終つて第二次に入る時期でございまして、少々今の御答弁に当てはまるようなこともございまして、しかし、すでに第一次が終ると同時に、第二次が始まつてゐる。終ると同時にではなく、重なつてゐる。しかも、第一次の五十六年計画で完成された向うの工場を見ますと、その設備は、遺憾ながらメイド・イン・イングランドであり、メイド・イン・ジャーマニーであり、メイド・イン・USAである。このことは、北京の市街をのぞくにつても、すぐおわかりになるはずで、アメリカ製の自動車、北京の市街をのぞくだけでも走つてゐる。ひとり日本のみが、なぜ立ちおくれをしなればならなかつたのか、何がゆゑに前年度の実績を下回る貿易量しか獲得できなかったのか、この点について、ちやうど大臣が見えましてから、お尋ねいたします。

○松尾(泰)政府委員 大臣お見えになりましたが、途中でお見えになりましたので、私、ちよつとかわりまして申し上げます。確かに、ヨーロッパ諸国からの中共への貿易は、増進をいたしてはいるわけでありまして、しかしながら、これも年々によりまして、日本が非常に伸びた年もある、あるいはまた、他の国が非常に伸びた年もあるということがあります。毎年々々日本が増加率におきまして最先端を切つていくということは、非常にむずかしいのであります。数字でござんないといふと、おわかりになると思ひますが、五十六年度におきましては、日本は非常に伸びたのであります。また自由諸国と中共との間の貿易を見まして、日本の占める地位というものは、やはり第一番であります。そして、昨年度におきましては、先ほど申し上げましたように、若干伸び悩んだことは事実ではございますが、われわれといたしましては、将来決して悲観をしておるわけじゃありません。地理的にも非常に近くありますし、輸入の関係を考へてみましても、わが方は、ヨーロッパ諸国よりは、物資の買付にも有利な条件にもありますので、今後は、輸入を多くすることに、よつて、中共への輸出はますます増加できる。従ひまして、一時は他国が増加率において多少追い抜いたような感じはございまして、絶対量におきましては、またいろいろ諸般の事情から見ましても、決してひけをとらぬだろうというふうにお考へております。

○加藤(清)委員 永井さんが、ぜひ大臣にといふこととてございまして、ここからわかれたいと思ひますが、せつかく大臣が見えましてから、お尋ねいたします。

第四次協定が無事調印されたようでございます。その内容の第一に、民間代表部の交互設置ということがございまして、もし日本から代表を選ばれて向うに派遣される場合に、だれを選定されますか、ないしは、どういふスタイルの方、どういふ程度の人を送られようとしていらつしやるのか、大臣の腹を――何も今さつき次官がしゃべつたことを、あなた、そこで耳打ちせぬでもよろしい、大臣の腹を聞いているのですから。

それと、もう一点、日本の貿易、特に中国貿易を伸展せようといふのは、これはもう国民の声なのです。ところが、これは三十一年と三十二年と比較いたしますと、減つてゐる。その原因は、決して今、通商局長が答えたような原因だけではない。買わないと言われましても、もしそうおっしゃるならば、ジェトロに聞きたいことは、オフアーが一体どれだけ来ていたのか。これはジェトロの責任でございまして、中国から買いたいという注文量がどれだけあつたのか聞きたい。そして実績はどれだけあつたのか、この点を承りたい。私が見たところによりますと、またわが党の調査によれば、これは決して中国が日本から買わなかつたわけじゃない、あるいはドル不足のおかげで買わなかつたのでもない。そういう原因もありまして、もう少し向うからオフアーはこの実績以上、少くともこれの五倍を上回るものが来ているはずで、あいに日本がこれを出さなかつただけである。日本が出さないで――日本のだれが出さなかつたか。業者は出したかつた、商社も出したかつた。ところが、政府がこれに對していろいろなサセクションをし、協力をしなかつた、こういうことなのであります。そのゆゑに、こういう結果が生じてきたわけですね。まだ、ほかに原因がありましかつても、次の委員が質問したいとおっしゃいますので、まず序論

のまた序論程度で、ちよつと譲ります。○前尾国務大臣 第四次協定の調印されたのを、新聞で承知もいたしております。その詳細は、まだわかりませんが、池田代表その他の諸君が帰りになつて、そして事情を十分承知いたしました。今後、運びをどういふふうにするかといふことについては、何とお答へする段階でないと思ひます。ただ、今後向うへ代表部を出すにいたしまして、これは民間の代表部でありますから、これは民間で自主的に考へ願う、こういうことに相なつてくると思ふのであります。

それから、中共貿易の今までの推移につきましては、御承知のように、根本は、われわれがわが国に輸入するといふものが、どうも適当なものがないといふことにあるのであります。石炭につきましては、御承知のように、現在非常に貯炭が多いのです。まあ一般炭を入れるというわけには参りません。それらの事情から、中共貿易が思つたほど伸びなかつた。と申しまして、われわれとしましては、極力外地炭につきましても、切りかえていくという考へであります。石炭につきましては、御承知のように、よほど良質の粘結炭等なければ、一般炭をただいま入れるということになりますと、国内に相当の波乱を起すのであります。従つて、それらも、従来思ふようにはいかなかつたのであります。もちろん、いろいろ政治的な問題もありましよう。しかし、私は、政治の問題と貿易の問題は、従来からお話し申し上げておきますように、十分これは別個に考へていかなければなりません。と申しまして、それはそう簡単ではあ

でなくとも、向うの中小企業者とあまりまっ正面から衝突を起すような輸出の仕方は、極力避けていかなければならぬと思います。しかし、一割なり二割なりは、これをふやしていきませんか、現在、貿易の中で大きな比重を占めておるのでありまして、これについても、従来以上に努力をしていかなければならぬことは当然だと思います。

次に、中近東その他の関係におきましては、先ほども申し上げておりますように、プラント輸出というようなものを考えていかなければならぬと思います。また東南アジアについては、御承

知のように、フィリピンにいたしたとしても、インドネシアにいたしたとしても、その他の国々は、賠償も決定して参っておりません。これが今後の貿易に非常に役立たせる意味でやっておるのではありません。従って、一面におきましては、経済協力をもっと動くようにして、他面において東南アジアにつきましては、できるだけ開発を促進して、向うから原材料の輸入をいたしまして、また賠償地域でありませぬインドにつきましても、御承知のように先般五千万ドルの借款の問題も片づいておるのであります。それらも今後東南アジアの開発をやりながら、そうして必要な原材料も輸入しながら、日本の輸出をふやしていくということではないかなければならぬのであります。

中共あるいはソ連貿易におきましては、先ほど申し上げておりますように、極力日本の輸入を切りかえて、そうして、これは現在非常に小さい額でありまして、まだ伸びる余地があると思っております。その方面については、向うの要求しておりますような機械類、化学工業品、鉄鋼というようなものを、輸出するというふうに考えて参っております。

○永井委員 今、大臣の御答弁によると、対米貿易においては、輸入超過の現状を、バランスとるようにしていく、こういうお話であります。そこで、一つ伺いたいたすのでありますが、対米貿易を、現状から改めていくためには、現在アメリカの輸入は、向うの経済援助の形においてこれが促進されておる。輸出は、特需というやうなものが大きな部分を占めてそれが行われておる。非常にアメリカの植民地的ある

いは従属的な形になっておるわけでありまして、これを改めるためには、本質的にこういう点から改めていかなければならぬと思うわけでありまして、たとえば、商品構成から見まして、輸出の面においては、生糸が激減していき、そうして向うへ売り込むものというものは、ここの中小企業の製品である繊維製品であるとか、あるいは喫煙具であるとか、あるいはカン詰であるとか、こういうもので、向うの中小企業の零細な分野と衝突する。輸入する面はどうかというと、石油であるとか、石炭であるとか、あるいは鉄鉱石であるとか、綿花であるとか、こういう向うの巨大な資本におつかっていき、こういうやうな本質的な現在のゆがめられた形を、大臣は、この輸出のバランスをとっていくのだと。こういう考え方はいいとして、それでは、こういう一つの貿易構造の中で、具体的にどういふやうにバランスをとるやうにやっていくか、一つ具体的に説明していただきたい。東南アジアあるいはアジア地域、いろいろありますが、これは時間がありませんから、一つの例として、対米依存の現在の日本の植民地的従属型を、自立型にどういふやうにして切りかえていくのか、具体的に一つ示していただきたい。

○前尾国務大臣 これは、もちろんコマシャル・ベースに乗っていかねばなりません。ただ、非常に価格が高くて、どんなにほかの地域から買おう、こういうわけには参りません。しかし、大体的な趨勢としては、綿花等につきましても、中近東なり、そういふ方面から極力買うようにする。大

豆等につきましても、中共から極力買うようにする。米につきましても、極力東南アジア、中共というやうなところから切りかえていく、こういうことであります。ただ、非常に困ります。これは、質が非常に違ったり、価格が非常に違ったりすることですが、これらの面は、極力アメリカ以外の地域の方々も十分お考え願って、また政府といたしまして、極力協力をしていく、こういうことよりいたした方が、かやうに考えております。

○永井委員 重ねて伺うのですが、たとえば、アメリカから輸入するものは、主要原料です。これがなかったら、現在日本の産業が成り立たない。それを、東南アジアに切りかえていくと、こう簡単に言ったって、そう簡単なかスムーズに切りかえることはできないでありません。これらの輸入というものは、アメリカの経済援助に待つものが非常に多い。だから、切りかえるといえども、簡単なようでありまして、本腰を据えて切りかえるといふためには、相当な腹をきめていかなければ、原料輸入の關係における切りかえというものは、そう簡単にはいかないと思う。さらに、やり方のいかんによつては、台湾や韓国や、こういった地区のアメリカの勢力範囲における輸出の面においても、相当影響を受けるでございましょう。また東南アジアその他における日本の現在の貿易は、アメリカの代替輸出というやうなもの、そういう質的な内容を持つておるもので、ほんとうに自主的にやるといふためには、全面的な貿易の面における相当の大きな抵抗が来ることを、覚悟し

なければいけないと思ひます。またアメリカへ輸出するものが、ライターであるとか、あるいは真珠であるとか、ブラウスであるとか、こんな小さなものをどんなに集めても、なかなかバランスをとれるようにはいかない。そうすると、貿易全体の中でこれを切りかえていくというためには、相当に覚悟が要るわけでありまして、そういうことは、一通産大臣だけの考えでもできないと思うのですが、岸内閣は、そういうやうな大きな貿易面における革命的な方向をとってやっていくのだ、原料輸入その他については市場転換、アメリカから中共やソ連や、そういう東西貿易の分野にまで広く立ち向つていくのだというやうな覚悟をきめての御発言でありますか、あるいは、ただ頭で考えて、こういうことが望ましいというだけの希望的な観測で御答弁になつておられるのか、その決意のほどを、一つ承わつておきたいと思ひます。

○前尾国務大臣 実は、そんなにむずかしい問題であるとは、私は考えておりません。と申しますのは、ただいま中共なりあるいはソ連なりその他の地域におきまして、実際に向うから輸入ができるというものは、そんなに大きな量ではございせん。アメリカにおきまして輸出とバランスから考えますと、そんなアメリカに大きな変動を起すほどのものではありせん。これは十分話し合えば、向うもわかつてくれるのでありますし、そんなに私は困難な問題だとは考えておりません。もちろん、将来にわたつては、輸入する物が今後にできまして、これは大きな変化も来るでございしょう。ただいま輸入できるという限度について考え

ますと、アメリカのバランスという点から考えれば、まだまだそんなに大きな問題だとは考えておりませんし、またわれわれは、いたしまして、十分それだけの決意は持つてお答えを申し上げておる次第であります。

○永井委員 大臣の答弁の限りでは、これは、やはりアメリカの植民地的従属という、そういう範囲内において、そうしてアメリカのごきげんを損じない限度においてやるといふならば、対米貿易におけるところの自立なんというものは、これはできるものではあります。その程度の御答弁であれば、あえて大臣も、対米貿易の輸出のバランスをとるといふ、こういう大きな課題で、そういうテーマを掲げて答弁するだけのものではない。要は、やはりアメリカの顔色を見ながら少しづつやっていくということでありまして、これは、時間があるから、これ以上申しませんが、その程度のことより、この内閣ではできないだろうと思つておられます。その次に、今、貿易面において、出血輸出といふことが、非常に問題に取り上げられておる。過度の競争を抑えなければならぬ、これが貿易振興のオールマイティであるといふやうな印象を与える発言が、どんなにされたおるのであります。この問題について、大臣はどのように理解されておられるか。それから、この問題に対する具体的な対処策、こういうものを伺つておきたい。

○前尾国務大臣 過当競争によりまして売り込みのため、価格が逆に下落を害して、また日本の商品の価値をへたてておられるところでありまして、従つて、

これに對しましては、從來からいろいろと努力をされてきたのであります。輸出入取引法その他の法律ができましたのも、みなそれに対する対処策としてやってきたのであります。ところで、率直に申し上げますと、もう少し政府が強力に言えよかつたじやないかというようなことも、しばしば現在においてはいわれております。従つて、輸出入取引法におきましても、協定の締結がない、あるいは協定されましても、内容についてどうかというやうなものにつきましても、政府もいろいろ勧告権を持つて勧告をすることができるといふようなことにいたしました。——もつとも、一番強力にやりますのは、貿易管理令によつて、将来も品目として取り上げればいいのであります。政府ももう少しこの過当競争についての指導のやりやういふことについて、を、われわれ現在考えておるわけでありま

は、やはり法律の改正を要するわけでありまして、日ならずして皆さんの御審議をわすれたい、かように考えておるわけでありま。なおまた、出血輸出というやうな問題につきましても、肥料につきましても最近起りましたのですが、今までは、特別な出血輸出というやうなものは、あまりなかったように考えております。

○永井委員 そうすると、大臣のお考えは、出血輸出の問題、過度の競争を是正するということは行政措置でやる、それで十分目的は達せられる、こういうふうにお考えになつておられる、こういうふうにご理解してよろしいのですか。

○永井委員 大臣は、参議院の方で呼ばれているのでありますから、それでは最後に一点だけお尋ねいたします。一体、過度の競争、出血輸出の問題を、単に法律改正をして、それで行政権限でこれをチェックしていく、あるいは行政措置の運営でこれを押さえていく。そんななまやさしい問題かどうかというのを、大臣は、もつと深刻に事態を見なければいけないと思ひます。この出血輸出の問題は、単に肥料の問題ばかりではなくて、ほんとうにライターから真珠から、ありとあらゆるものが出血輸出の状態でありま。そうして、これらの出血輸出の問題は、どこにしろ寄せが来ているかとい

珠の面においても、同様であります。が、もうあらゆるものが、国内の奴隷的資金に押えられてゐる。奴隷的資金ばかりではなしに、スカーフのごときは、資金を払わないで、経営者だけがわずかな差額の中で何とか生活するといふやうな、深刻な状態で出血輸出をやつてゐる。こういう問題を、単に貿易の窓口で、法律を作つてどうするのだ、行政措置でどうするのだといふやうな、なまやさしいことで解決できるものではないと思ひます。ですから、貿易のいろいろな問題をほんとうに掘り下げて、正確な診断の上に立つて措置をするといふならば、もつと日本の国全体の経済政策、あるいは産業政策、こ

しきますゆえんも、從來、ともすれば輸出品が資金にしろ寄せされ、しわ寄せができるから値を下げる、こういうぐるぐるの回りになつております。これらにつきましても、できるだけ早く最低賃金制を作つて、ダンピングをやらぬといふことを、はっきりさせていくことも、一つの問題だと思ひます。また、その他の国内のものにつきましても、輸出品だけで過当競争をやめるといふわけには参りません。従つて、われわれとしましては、さらに広げて、独占禁止法の問題にも触れていかなければならぬ、こういうふうにご考えているのであります。これらにつきましても、せつかく審議会の答申もありましたので、今後研究をして御審議を願うといふふうにご考えているのであります。あらゆる面で、過当競争を排除することにつきましても、すでに御審議を得ました中小企業団法というやうなものにも、重要な役割をしてもらわなければなりません。それを怠つてい

設を計画しているやうであります。が、国内におけるジェトロの出張所は、どこどこに新設をされる計画であるか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 今のところは、大体十箇所ばかりの支部を持つ予定であります。東京を本部にしまして、大阪以下持つ。現在のところも、かなり広範囲に支部がありますが、北海道は今のところ、たしかなかったかと思ひますので、そういう地域については新設いたしますし、また、今ありましても、名目的になつておるやうなところにつきましても、もう少し強力なものにしたいといふふうにご考えております。

○永井委員 そうするとジェトロの出張所は、北海道は札幌だと思ひますが、札幌に新設される、こう了承してよろしいですか。

○松尾(泰)政府委員 大体さうに考えております。

○永井委員 それから業種別のいろいろな共同施設を持つやうであります。合板について何か施設を用意されておるといふことであります。これはどういふ状況になつて、どういふやうな運びになるのか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 合板につきましては、アメリカのサンフランシスコに、合板の輸出組合と共同で、共同施設を持つことにいたしております。

○永井委員 この共同施設というのは、みんな海外に置くので、国内には置かないのですか。

○松尾(泰)政府委員 国内にはござい

りません。

○前尾国務大臣 ただいま申し上げましたやうな勧告権とか、そういうものは、やはり法律の改正を要するわけでありまして、日ならずして皆さんの御審議をわすれたい、かように考えておるわけでありま。なおまた、出血輸出というやうな問題につきましても、肥料につきましても最近起りましたのですが、今までは、特別な出血輸出というやうなものは、あまりなかったように考えております。

○永井委員 そうすると、大臣のお考えは、出血輸出の問題、過度の競争を是正するということは行政措置でやる、それで十分目的は達せられる、こういうふうにお考えになつておられる、こういうふうにご理解してよろしいのですか。

○前尾国務大臣 出口だけを問題にしたのでは意味のないことは、私も十分承知しております。家内産業等についても考えなければなりませんし、たとえば、最低賃金制といふやうなものを

しきますゆえんも、從來、ともすれば輸出品が資金にしろ寄せされ、しわ寄せができるから値を下げる、こういうぐるぐるの回りになつております。これらにつきましても、できるだけ早く最低賃金制を作つて、ダンピングをやらぬといふことを、はっきりさせていくことも、一つの問題だと思ひます。また、その他の国内のものにつきましても、輸出品だけで過当競争をやめるといふわけには参りません。従つて、われわれとしましては、さらに広げて、独占禁止法の問題にも触れていかなければならぬ、こういうふうにご考えているのであります。これらにつきましても、せつかく審議会の答申もありましたので、今後研究をして御審議を願うといふふうにご考えているのであります。あらゆる面で、過当競争を排除することにつきましても、すでに御審議を得ました中小企業団法というやうなものにも、重要な役割をしてもらわなければなりません。それを怠つてい

設を計画しているやうであります。が、国内におけるジェトロの出張所は、どこどこに新設をされる計画であるか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 今のところは、大体十箇所ばかりの支部を持つ予定であります。東京を本部にしまして、大阪以下持つ。現在のところも、かなり広範囲に支部がありますが、北海道は今のところ、たしかなかったかと思ひますので、そういう地域については新設いたしますし、また、今ありましても、名目的になつておるやうなところにつきましても、もう少し強力なものにしたいといふふうにご考えております。

○永井委員 そうするとジェトロの出張所は、北海道は札幌だと思ひますが、札幌に新設される、こう了承してよろしいですか。

○松尾(泰)政府委員 大体さうに考えております。

○永井委員 それから業種別のいろいろな共同施設を持つやうであります。合板について何か施設を用意されておるといふことであります。これはどういふ状況になつて、どういふやうな運びになるのか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 合板につきましては、アメリカのサンフランシスコに、合板の輸出組合と共同で、共同施設を持つことにいたしております。

○永井委員 この共同施設というのは、みんな海外に置くので、国内には置かないのですか。

○松尾(泰)政府委員 国内にはござい

りません。

○前尾国務大臣 ただいま申し上げましたやうな勧告権とか、そういうものは、やはり法律の改正を要するわけでありまして、日ならずして皆さんの御審議をわすれたい、かように考えておるわけでありま。なおまた、出血輸出というやうな問題につきましても、肥料につきましても最近起りましたのですが、今までは、特別な出血輸出というやうなものは、あまりなかったように考えております。

○永井委員 そうすると、大臣のお考えは、出血輸出の問題、過度の競争を是正するということは行政措置でやる、それで十分目的は達せられる、こういうふうにお考えになつておられる、こういうふうにご理解してよろしいのですか。

○前尾国務大臣 出口だけを問題にしたのでは意味のないことは、私も十分承知しております。家内産業等についても考えなければなりませんし、たとえば、最低賃金制といふやうなものを

しきますゆえんも、從來、ともすれば輸出品が資金にしろ寄せされ、しわ寄せができるから値を下げる、こういうぐるぐるの回りになつております。これらにつきましても、できるだけ早く最低賃金制を作つて、ダンピングをやらぬといふことを、はっきりさせていくことも、一つの問題だと思ひます。また、その他の国内のものにつきましても、輸出品だけで過当競争をやめるといふわけには参りません。従つて、われわれとしましては、さらに広げて、独占禁止法の問題にも触れていかなければならぬ、こういうふうにご考えているのであります。これらにつきましても、せつかく審議会の答申もありましたので、今後研究をして御審議を願うといふふうにご考えているのであります。あらゆる面で、過当競争を排除することにつきましても、すでに御審議を得ました中小企業団法というやうなものにも、重要な役割をしてもらわなければなりません。それを怠つてい

設を計画しているやうであります。が、国内におけるジェトロの出張所は、どこどこに新設をされる計画であるか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 今のところは、大体十箇所ばかりの支部を持つ予定であります。東京を本部にしまして、大阪以下持つ。現在のところも、かなり広範囲に支部がありますが、北海道は今のところ、たしかなかったかと思ひますので、そういう地域については新設いたしますし、また、今ありましても、名目的になつておるやうなところにつきましても、もう少し強力なものにしたいといふふうにご考えております。

○永井委員 そうするとジェトロの出張所は、北海道は札幌だと思ひますが、札幌に新設される、こう了承してよろしいですか。

○松尾(泰)政府委員 大体さうに考えております。

○永井委員 それから業種別のいろいろな共同施設を持つやうであります。合板について何か施設を用意されておるといふことであります。これはどういふ状況になつて、どういふやうな運びになるのか、伺いたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 合板につきましては、アメリカのサンフランシスコに、合板の輸出組合と共同で、共同施設を持つことにいたしております。

○永井委員 この共同施設というのは、みんな海外に置くので、国内には置かないのですか。

○松尾(泰)政府委員 国内にはござい

整理して、大口のメーカー、大口の商社でなければ、出血輸出はなかなかとまらない、こういうような考え方が主になって、そういう国内における零細企業、オモチャであるとか、あるいはライターであるとか、ブラウスであるとか、そういったいろいろな商品が、表面にはそういう色合いは出さないで、実際には今度のジェットロを強化することを機会に、出血輸出をチェックするということになる。出血輸出のしるしに、中小企業の整理段階に順次入っていく方向をとるのではない、こういうことが予見されるように思われるわけであり、もちろん、この分野だけでどうこうということはないのでありますけれども、たとえば、独禁法を改正するとか、貿易に限りということとで、いろいろの旗じるしのもとにそういう方向をとる。あるいは外国為替の關係の手續なんかを簡素化するというような名目のもとに、大企業でなければ、大商社でなければやれないような方法をとって、そうしてLCをどうするか、こういうような方法をとるとか、貿易振興の一連の政策の方向、あるいは性格というものは、何か国内の中小企業を整理して、大企業へ集約していくという方向をとっておるように見えてならないのであります。御承知のように、さつき大臣にも伺ったのであります、ライターのときは、ロソソ型のタイプのものが、国内では原価三十五円から三十八円に売って、これがアメリカに行つて五ドル前後、安くて三ドルぐらいに売つておる。こういうようなひどい状態の出血輸出がなされておりますし、あるいはス

カーフの關係から申ししても、十数倍になつておる。あるいは真珠の面においても、同様な状態になつておる。こういうような、国内において解決すれば解決できる、そうして中小企業が、零細な一つの企業の中で努力して国際市場を開拓しつつある、その開拓したものを横取りするような非情なやり方をするように見えてならないのであります。これに対して、一体一連の貿易振興の施策が、どういうふうな方向において今後改正され、あるいは行政措置を考へておるか、この点を承わりたいわけであり、問題は、そんな貿易の出入口の問題だけではなくて、先ほども言いましたように、結局は、資金を不払いにして、その国内の金の毒な、労働賃金をもらえない人を犠牲にしておいて、そうして出血輸出をする。こういう根本の問題を底入れすれば、問題は解決できる。あるいは金融の面をちよつとこ入れれば、めくら貿易じゃなしに、正確にジェットロなり何なりでやれば、そういうところのカバーはできる。こういうような、補強政策をとるといふのでなく、これだから、だめだから整理する、切り捨てる、こういう政策をとる、これに見えてならないわけであり、これに対して、政務次官の所見を伺いたい。

○小笠政府委員 非常にむずかしい問題でありまして、出血輸出対策につきましても、先ほど大臣から御答弁申し上げたような次第であります、私は、今、とつておる輸出振興策というもの、いわゆる中小企業の犠牲において、輸出の振興をはかつていくといふうな感じを受けられるというふうなお話は、まことに意外なのであります、そういうことは、あつてはならないと実は考へておるのであります。日本の輸出品を、商品別に見ますと、大きなブランド品、あるいはまた原材料というふうなものを除きますと、中小企業製品が非常に多いことは、御承知の通りであります。この中小企業製品を海外へ出していくという場合には、大商社に偏重していくというところは、絶対にいかぬのであります。昔からいわれておる通りに、中小企業製品は、専門商社によつてのみ、最も能率的に輸出されるものと考えておるのであります、そういう意味におきまして、輸出業者といふものが非常に必要だ、こう考へておるのであります。そこで、御指摘になりました点で、たとえば為替政策の問題について、LCベースの緩和といふふうな政策は、ともすれば大商社へ注文が来やすくなる、こういう御指摘は、そういう傾向があることは、私も率直にそう考へるのであります。そこで、中小企業の輸出業者が、これに耐え得るような体制を準備せずして、そういう方向に踏み切ることは、不適當だといふふうに実は考へておるのであります。さらにまた、今度の貿易振興会の一つのねらいといふものは、海外の市場調査、あるいは取引のあつせん、見本市の開催というふうなことは、主として中小企業製品のいわゆるあつせん、あるいは輸出に関する調査といふようなことでありまして、その主力が、ともすればめくら貿易の状態に置かれ、いわゆるバイヤーなるものに買いたたかれておつた。日本の輸出

品メーカーに知識を与へ、あるいはこれを指導していく、ジェットロといふものは、こういうところに重点を置いていかなければならぬと思つておるものであります。大商社は、御承知の通り、すでに海外に有能な支店を置き、有能な職員を配置しておりまして、十分に市場調査あるいは取引をなし得るのであります、そういう点からいまして、ジェトロの動きの方向は、当然にそういう方向に持つて参らなければならぬと思つておるものであります。さらに、私は、先ほど永井先生からのお話で、日本の出血輸出の体制をやるのは、中小企業の製品に例をとつてみますと、何といつても、資金をだんだん切り下げていくといふところに問題があるといふようなお話がございました。私も、現状としてそういう向きがあることを、率直に認めます。そこで、この輸出振興、特に中小企業の手になる製品の輸出といふものは、流通段階に入る前の生産体制において、これが健全な運営ができるような指導といふものが、まず第一に行われなければならぬと思つておるものであります。そこに適正な経営ができるように指導するといふことは、輸出振興の対策であると同時に、日本の中小企業対策の基本になると思つておる。それによつて出てきたものを、先ほど申し上げましたような、その流れを一つはつきりさせていく、こういう形にすることによつて、出血輸出といふものが順次少なくなつてくる、こういうふうな考へ方をいたしております。われわれといたしましては、何を申しましても、今日の状態からいいますと、中小企業製品が、出血輸出にならないうように、こういう実質的な産業上

の指導によつて、初めて出血輸出がなくなるのであります、それをやらせるのに必要な立法措置といふものが、考へられるのであります。その立法措置によつて、すぐ効果が上るとは私も思つておりません。あくまでも、今申しました産業の培養といふところにあると、実は考へておるのであります。○永井委員 今の答弁、問題の掘り下げ方が、まだまだ浅い。低賃金にしろ寄せするといふことを、率直に認めるとか認めないといふところの騒ぎでなくて、これはひどい状態であるといふことを、お互いに認識して、普通の常識を越えた状態でありまして、これを根本的に、まず輸出振興の基礎をここから出発するといふくらいにスタートを切らなければならぬのです。たとえば、さつき申しましたように、スカーフの關係をいまして、最初は一枚加工賃八十円であつた、それが現在はどうかといふと、一ダースが六十五円で、こんなひどい状態になつておる。そうして、このしわ寄せはどうかといふと、職工賃金の不払い、染料の不払い、こういうことになつて、自分も倒れば関連産業も倒れていく、こんな状態です。一枚八十円の加工賃であつたものが、競争によつて一ダース六十五円にまで切り下つてくる。これを何とか維持したいといふのが、スカーフの状態です。この外貨の關係は、さつき言いました中小企業の面におきましても、ひどい状態です。金融の面でたたかれる、意匠の面でたたかれる、あるいはバイヤーの現金ぶつつけで適当にやられる、あるいは窓口において、貿易のいろいろな煩雜な手数にたたかれる、もう四方八方ひどい状

態です。こんな状態の分析なしに、こういう事態を正確に認識しないで、貿易振興はジェットロッド、そこにジェットロの予算を食わせれば、それで貿易振興ができるというような甘っちょろい考えでは、問題は非常にうわづつてい、天井向いていようなものであります。でありますから、少くも政務次官は、中小企業庁長官もやり、中小企業のために努力をしている、その誠意は認めるのでありますが、善意だけでは問題は解決しないのであります。これに対する適切な対策というのが、具体的に立たなければならぬわけでありまして。こういう点を一つ明確に、今後は、今言ったような方向をもっと掘り下げて、誠実にやっていたきたい。

それから貿易の面における商社が、中小商社がいかにか悪いかという問題は、これはいろいろ問題があるかと思ひます。しかし、こういう輸出製品を作っている中小企業メーカーの必要性というものは、私は十分にあると思うのであります。そういう点に力を入れたらよろしいと思うわけであり

ます。それから、それをするために、独禁法どうこうというのでありますが、これはわれわれと、本質的なものの見方が全然違つておるのであります。こういう状態であればこそ、私は独禁法を強化して、大企業が、金の力によって、経済力によって中小企業を併呑していくというのを阻止しなければならぬというものが必要でありまして、そういう一つの環境をちゃんと整備しておいて、その中で中小企業を育て上げていく、育成していくという助

長政策が必要な段階だ、こう思うわけでありまして。これは、こういう違ひが、自民党とわれわれとの違ひだろうと思うわけですから、これ以上は申し上げません。あえて答弁も要りません。

○田中(武)委員 ただいまの永井委員の御質問に対する小笠次官の御答弁、これに関連して一問だけ伺ひます。先ほど次官は、日本貿易振興会は、中小企業メーカーの製品の海外宣伝、バイヤーの情報あるいはそれらの見本市の開催、こういうことを世話する。すなわち、中小企業メーカー製品を重点に置いてやるのだ、こういう意味の御答弁があったと思ひます。だが、われわれは、きのう、実はこの中小企業メーカーといひますか、貿易品をやっておるこういう中小企業、零細企業の代表の人たちに来てもらつて、意見を聞いたわけでありまして。ところが、このジェットロに対するこれらの人の意見は、今日までジェットロから何ら恩恵を受けていない、あるいはまた、ジェットロというものが何をしておるのか知らない、その存在すら知らないといったような意見が出ておりました。従つて、今日まで、少くともジェットロは、中小企業のメーカー製品の海外輸出、あるいはこれらに対する貿易について、その大きな役割をしたとか、あるいはそれらの助長をやつたとかというものは考へられない。そこで、次官が言われたように、今度の法律によって、ジェットロを特殊法人とする、こういうことで、今までは、今までのジェットロと、今度法律によってできる日本貿易振興会とは、どのような関連を持たすのか、あるいは今、次官の御答弁のよう

な方向に持つていくためには、今後どのような指導をするのか、そういう点をお伺ひしたい。幾ら法律でやつてみても、内容が変らなければ、あるいは人的構成その他の機構が変らなければ、かりに、次官それ自体はそう考へておられても、やはりやるところは、大企業の差別機関になつてしまふ、こうとか私は考へられないわけであり

ます。きのうの代表の意見の中にも、率直にいつて、ジェットロの關係者というか、これらの人たちは、もとの農林省なり通産省のお役人上りの人ですから、われわれのような、手足まといになるような中小企業を相手にするより、大企業を相手にした方がいい、こういうお考えでやつておられるように思ひます。こういう意見が出ておつたわけでありまして。こういう点について、今日までのジェットロの状態を、どう見ておられるか。あるいは、この法律がかりに通産省の後の、今後の方針といひますか、指導、そういうようなことについて、どう考へておられるか。こういつたような今までの悪弊、大企業中心であつたものを、中小企業のサービス機関とするためには、どういうような心組をもつて臨もうとしておられるか、そういう点についてお伺ひします。

○小笠政府委員 これまでのジェットロの活動に対する御批判の向きは、私も耳にいたしております。率直に言つて、これまでのジェットロの活動が、外ばかりに目に向いておつて、国内にあま目に向いていなかつたというふうなきらいがあると思ひます。もちろん、いろいろな事情からきておると思ひますが、その組織の構成、その他財政的な事情等から、思うように活動ができなかつたという事情もあらうと思ひます。これを、今回、特殊法人として、全額政府出資の政府機関にするゆゑのもの、ぜひとも日本の輸出振興事業といふものを、総合的かつ能率的に行わせるためには、国が責任をとつていく。その場合に、日本の国の産業諸情勢から考へまして、中小企業といふものの輸出をできるだけ促進していく、こういう方向のために、この貿易振興会ができる、こう思うのであります。そこで、これから、従来のような微弱な活動を、新しい組織によつて、どういう方針で切りかえていくかというお尋ねでございましたが、先ほど永井委員からのお尋ねもあつたようにございまして、国内における啓蒙、あつせん、指導という任務を、相当強めていく必要があると思ひますのであります。その意味から、今回、十カ所の支所といひますか、支部を作つて、一つの方針のもとに進めていくということが、一つであらうと思ひますのであります。第一は、何と申しましても、特殊法人になることによつて、組織の安定性が確保されますので、ここに働く人々の気持が安定して、輸出振興のために、強く努力ができるようになるであらう、こういうことを期待いたしておるのであります。さらに、海外に置きます支所といひますか、貿易幹旋事務所あるいは駐在員といふような人々に対しまして、国の輸出振興の一定の方向のもとにこれを指導し、これに活動せしめる。事業の遂行に、国家の意思を盛り込んで、統一的にやらしていくということが、今回は非常に強く打ち出せると思ひますのであります。私

は、今日の日本の輸出の状況から見まして、これらを背景として、主として中小企業製品の伸展に、このジェットロが一役買つていくように運営していきたい、こういうふうな考へ方をいたしております。

○田中(武)委員 ただいまの御答弁で、政府機関となれば、今後の指導あるいは組織の面が安定する。そういうことはわかります。問題は、やはりそういうことよりか、やはり人だと思ひます。まず、その人の持つ考へ方、センスだと思ひます。そういう点において、今日までのジェットロの、何といひますか、どういふ人たちが知りませんが、幹部の人たち、そういう人をそのまま置いておくのか。それとも、政府機関になつた場合には、どういふ人をもつてそういう指導的地位につけるのか、それについての構想をお尋ねします。

○小笠政府委員 今度の新組織の人事につきましては、最終的にまだ決定をいたしておりません。でありますから、どういふふうな人をこの役員、特に代表者につけていくかという問題につきましては、まだはつきりしておらぬのであります。私は、先ほど申し上げましたように、この組織に課された任務が非常に大きいということ、特に国際的な視野と同時に、国内産業の事態を理解した指導者を得ること、が、どうしても必要だと考へるのであります。そういう人によつて、初めてこの組織の活動といふものが予期された方向に進み得る、こういうふうな考へ方、ぜひとも大臣とも御相談して、人選を進めていく方向に持つていきたい、こういうふうな考へております。

○田中(武)委員 今までの人は、どうするのですか。

○小笠政府委員 現在の組織に働いておる人々、その役員に列しておる人々をどうするかという点については、まだどういふふうにも考えておりません。ただ事務に従事しておる職員につきましても、引き続きその職務にとどまってもらふという方向にいくべきものと考えております。

○小笠委員長 加藤君。

○加藤(清)委員 私は、簡単に特定物資の一部について御質問いたしますので、答弁者は、要点をいっつまんでお答え願いたい。

第一点は、通産省は、一年前、二年前に提出された書類、約束された書類というものについて、それと違った、あるいは反対の考え方を持たれた場合に、その対象に対して、無警告ないしは相談なしで変更されることがあります。

○小笠政府委員 非常にむずかしい包括的なお尋ねでありまして、お答えがしにくいのでありますが、行政のやり方といたしましては、そのときどきの情勢を十分勘案して、一つの理想あるいは計画をもって進めるのが普通でございます。従いまして、その当時から時間が経過したときに、変った手を打つということは、当然あり得るのであります。そのときに、国会に一々御連絡するか、しないかというお尋ねの要旨のように考えられるのでありますが、事の内容に關しましては、いろいろ事前に御連絡申し上げるということもいたしますし、事の急なものを、軽微なものにつきましては、そのときどきの情勢によって措置することが多いと考え

ております。

○加藤(清)委員 韓国ノリの輸入の問題でございますが、これについて、御承知の通り通産省の昭和三十一年四月十七日付の委員会に提出された書類によれば、ノリの生産期には輸入しない、こういうことが明記されているわけでございますが、ほかに聞くところによりますと、四月、きめられた、約束された日以前に、通関を許すとか聞いておりますが、それはどうですか、ほんとうでございますか。

○小笠政府委員 前に提出いたしました韓国ノリ輸入に関する書類につきましては、私は承知いたしております。が、原則として、十一月から翌年の三月一ぱいまでは、日本の生産期でございます。その間に韓国からノリを輸入しないという建前にいたしておるのであります。今回、問題になりましたのは、この原則に対して、特殊の事情が出て参りました、少くとも韓国との関係において、いわゆる決済を了する、韓国に対する関係においては輸入をする、こういう措置をとることが、わが国として適当であろう。ただ、国内販売は、国内の生産業者に対する圧迫を来たすような販売はさせない、こういうような趣旨の措置をとることにいたしましたのであります。

○加藤(清)委員 そうすると、通関は許されますか。

○小笠政府委員 税関上屋からの引き取りは、認めない予定であります。

○加藤(清)委員 私の聞いていますのは、約束の文書を破って、そういうことを通産省が行われるかどうかということをお願いしている。

○小笠政府委員 お約束申し上げます

た文書につきましては、先ほど申し上げましたように、どういう文書になつておるか、つまりあらかじめいたしません、今、申し上げましたような事情で、特に韓国とのいろいろの外交事情等も考えますと、この際、韓国に決済をすみやかにした方がよい、こういう考え方をいたしております。

○加藤(清)委員 保税倉庫に荷が入ったまま決済は成り立つと、大蔵省の税関部は申しております。これについて、通産省はどのようにお考えでございますか。

○小笠政府委員 保税倉庫に荷があるということは、あるままで決済ができるというためには、一応LCの輸入許可といえますが、為替許可の延長をいたしまして、決済が可能となる事務的手続をとらなければいかぬと考えまして、そういうふうにしたのであります。

○加藤(清)委員 韓国との関係とおっしゃいます、決済が済みさえすれば、韓国との問題は片づくはずですが、にもかかわりませず、前に通産省から出された通達、それをも破り、そして、あえてこの際、韓国ノリに対して、保税倉庫から出すことを許されなければならぬという理由が、私にはわからない。先般の質問によれば、生産が不足しておるといふ理由だった。きょうになれば韓国だと、こうおっしゃいますが、韓国の方は、決済が成り立てば、それで事は足りるわけなんです。荷物はとくに来てるおののです。それを、あえて日本のノリ業者の生産時期をねらって出さなければならぬという理由は、私には納得できません。納得できるように御説明をお願いしたい。

○小笠政府委員 私は、現在の保税倉庫からの庫出しは、四月まで認めない、こういうことを申し上げておるのであります。

○加藤(清)委員 ところが、先般、御承知でございますが、東和商事事件というのがあった。この折しも、同じ答弁が行われておった。ところが夜な夜なこれが外へ飛び出しました。何でこんなものが夜な夜な飛び出したかと聞いてみますと、あれは夜み輸入で入れたので、ぬれておった。おてんとさきに、さらさなければいけない。だから、倉庫から出した。それが、いつの間にか足がはえて、日本橋の山本屋の店に出たのだ、こういうことであつた。保税倉庫から通関を許したということに相成りますと、これはもう当然のことながら、これが足がはえて出るという事例が、つい最近にある。そのおかげで、御承知でございますが、ノリ生産業者は六億五千万の欠損をした。先般の予算委員会の質問においては、ノリが高くなっているからだという理由もおっしゃいました。いや、それをすれば安くなるから、一般市民が、安いノリを食えるようになった。しかし、保税倉庫から出たゆえに、一般小売価格が安くなったというためには、聞いたことはない。結局は、韓国ノリが入った、入った、許された、許されたという声が問屋の方に響き、問屋の方が、生産業者に向つて買いたたきをするところの原因になつただけのことだ。そのために、全国のノリ業者は、全国大会も行いました。またぞろ一部の権利を自由に動かすこ

とのできる方々のおかげで、六億も七億も欠損されては、たまつたものでないといふことで、全国から毎日のようにこの陳情が参つておるわけでございますが、そういう生産業者の陳情も、あえて踏みにじって、これを許されようとするところの意思が、私にはわかりません。一体、原因は那辺にあるのか、お尋ねしたい。

○小笠政府委員 先ほど申し上げましたように、十一月から翌年三月一ぱいまでの国内生産時期に、物を出さないというのを原則といたしておること、は、先ほど申し上げた通りであります。私は、予算委員会の分科会でお尋ねのとき申し上げましたように、今年度において特殊な措置をとらなければならぬ理由としては、韓国との外交関係が一つ。これは暖冬異変である、そのために、生産量が予想よりも相當下回った作柄になつた、価格は従つて上つてきた、こういう状態にあるので、九月ごろから一応為替許可をして、値段のため話がつかなくて、延び延びになつて一億枚について、為替の期限の延長を認めるということ、が、対外的にも国内的にも適当ではないか、こういうような考え方をいたしておつたのであります。であります。が、その後いろいろな生産業者の御事情もあり、もうわずかの期間でありまして、一応韓国との関係において決済をさせる、そうして外交関係の問題に、少しでもいい空気を作りたい。だが、荷物は、現在の保税倉庫から、三月一ぱいに出さない、こういうようにいたすことによつて問題を解決していきたい、こういうふうにご考えております。

○加藤(清)委員 だから、私は先ほどからお尋ねしているのです。大蔵省の税関部においては、保税倉庫に荷が入ったままで取引が可能であると言っている。韓国、韓国と盛んに言っているが、韓国の問題は、代金決済をしさえすれば、これで可能なんだ、両方でこれで済むわけですか。何がゆえにそういうことをおっしゃるのか、まだ意味がわからない。

○小笠政府委員 通関といいますが、輸入手続のこまかい問題になるようでありますが、先ほど申し上げました大ざっぱな考え方で措置いたしたのであります。輸入をするには、いわゆる担保金を積んでおくとか、いろいろな措置があることは、御承知の通りでありますから、できるだけ原価をより安くしていく、こういうような考え方をし、一応輸入の手続を完了した方がよい、こういうような考え方であります。

○加藤(清)委員 本件に関しては、ただ韓国との国際関係という美名に隠れて、委員会の決議を無視され、しかもその決議に対する通産省みずからなるところの答弁書、約束書なるものをまた踏み破って、延び延びになつても、もうあと二十日か二十五日たてば約束通りいけるのだ。それがしんぼうし切れぬ、それを、何がゆえに今許さなければならぬのか。どこに問題があるか。しかも、本件に関しては、大蔵省は、このままでいけると言うておる。農林省は、反対だと言っている。農林委員会も、反対だと言っている。これは、与党も野党も、こぞって有志が、このことについては、るる申し入れている。にもかかわりませず、

それをあえてしなければならぬという事になりまして、私も、この中に包含されているところの復権の問題についても、触れてみなければならぬことに相なつてくる。一体この外貨制当は、正式なものではありませんけれども、この中に、正式以外の、韓国の焦げつき債権の復権というものがここに行われておる。それが、前の通産省の通告書によれば、それはもう認めないようになっています、そういう悪いことをした者については、半減もしますというふうに、全部ここに約束が書いてある。にもかかわらず、またぞろ復権されてきておる。もしそれ、そういうことが許されるとするならば、焦げつき債権なるがゆえに復権が認められるというならば、私は、先般通産省の折りに言つたことがあるが、それでは、なぜノリ以外のものも認めないか、拿捕された船以外のものも認めないかと言いたくなる。韓国に対する焦げつき債権のおかげで、名古屋地区、愛知県地区のみならず、関西地区においは、あのフナノ旋風が吹き、大きな商社がばたばたといかれていった。どうしてそれを許さないか。しかもこれは輸入有効期限が切れてしまつて、輸入有効期限が切れたものに対して、復権を許すというやうなことが、ほかにも間々あります。かつて、私は、こういう問題で言つたことがあるが、ノリ以外の問題で絶対に許さないということだ。地震があつたとか、台風があつて船が沈んだというのなら、これは別だ。しかし、そういうことではないはずだ。これは、すでに九月以前にスムーズにいつておれば、できたものを、それを八十

セントというものを四十セント、四十セントでたいて、ここへ引つぱつてきたのだ。何もそのしわ寄せを生産者がこうむらなければならぬという理由は、どこにもない。あえて値段の点で韓国とたたき合つて、そうしてここまで引つぱつてきた。つまり、ノリの生産時期を見越して引つぱつてきた。ほんとうに韓国問題、国際問題が大事だということならば、何がゆえに八十セントのものを四十セント、四十セントと言つて、半年の余引き延ばしておかなければならぬのだらうか。そこで、きのう参議院において、森委員が岸総理に対して、この問題について、汚職のにおいがふんぷんとしておるが、本件に関して、総理大臣は一体どのような考へるかという質問に対して、ごもっともな御意見でございます、私も全く同感でございます、そのように善処しますと、こう答えておられるわけでございます。そこで、お尋ねいたしますが、総理大臣も、なるほど事情をいろいろつまびらかに調べてみると、いろいろの問題がある、しかも、もうあと残された二十日か二十五日くらい延ばすといつたところが、何も問題がない。早く決裁してほしいといえ、大蔵省はこのままで許すと言つておるのです。やれると言つておるのだから、韓国問題は、これで解決ができるはずだ。こういう間に立つて、通産省としては、どのような態度に出られますか。その態度いかんによつては、追つて質問もいたしますし、別な具体的対策を、われわれも講じなければならぬことに相なるわけでございます。

○小笠政府委員 私どもは、この問題が起りましたときに、政府内部の関係と局とは、連絡をとつてこれを措置して参つたのであります。いろいろやり方についての意見の相違はあるかもしれませんが、私も、私どももいたしましては、生産業者の立場も考えなければならぬが、同時に、消費者、またこれを仕事の材料にする人々の立場も考えなければなりません。ことに、政治は最大公約数的な考え方をとらざるを得ないところがある、私は思つたのでありまして、そういうふうな考え方のもとに、関係省とも打ち合せの上、先ほど申し上げましたような措置をとることにいたしましたのであります。全く純粹にこれを処理いたしましたのであります。

○加藤(清)委員 それは、小笠次官は純粹でしよう。私はそれを信じておる。また松尾通商局長も、私はりっぱな人だと信じておる。りっぱな人だと信ずればこそ、私はこういうことを申し上げる。本件に関しては、過去において、何べんも何べんも問題になつた。しかも、汚職のにおいがふんぷんとしておる。これは私の意見じゃなくして、ノリにかかわるものであれば、全部知つておることです。消費者のことを考へて、あえてあなたはおつちやいました。まことにりっぱです。小笠次官なら、そうお考えになるでしょう。私も、消費者のことを考へておる。しかしながら、韓国ノリが今入つたからといって、それじゃ果して東京のノリの小売り相場が下りますか。どのくらい下りましたか、下つたためしが過去にあったら聞きたい。これは何に使われるかという、ノリ生産業者が供出するときに、たたかれる材料に使われておつただけです。もつと具体的にいへば、このノリが、消費

者に対して、これは韓国ノリでありまして、売られたためしがあります。ここに大ぜいさん、いらつしやいます。これは韓国ノリでございます。というて、食べた人が一人でもおりますか、みな日本ノリに化けて出る。さすれば、消費者にとっては迷惑じごくだ。しかも、生産数量は、年々歳々上昇しておる。ことしは腐れたとか、あるいは油だとかで、なるほど初期においては少々生産が低下した。従つて、寒中にとれるところのノリは、やや生産が落ちた。従つて、極上物については、市販が上つておることは事実でございます。しかしながら、標準物については、その後とどんどん出るやうになつた。しかも、生産技術がすっかり變つてきた。従つて、ノリは年々歳々生産が上昇しておる。そういうやうさきに、何がゆえにこれを入れないければならぬのか、私には解せない。そこで岸総理までが、ごもっともだ、そのやうに善処しますと、こう言つておられるのでございます。消費者のためを思い、生産業者のこともあえて考へておつていただきます。次官、大臣とよく相談していただいて、ほんとうに賢明な措置に出たいだきたい。もちろん、韓国の問題については、私も、国際関係が円満にいくことを希望する点においては、人後に落ちない、常々この問題は、韓国との間において、向うの言い値の八十セント、こちらの問屋側の言うところの四十セントが食い違つて、だんだんと商談が成立せず引延ばされてきた、そのことについてさえも、われわれはにがにがしく考へている。そういうわけでございまして、一つぜひこの点御善

処願したい。

本件に関しては、もう本会開会のベルが鳴っておりますので、ここで留保をいたしまして、いずれ次の機会にこの後段をやります。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる十一日午前十時十五分より開会する予定であります。

これにて散会いたします。

午後一時一分散会

第十号中正誤

ページ 段 行 誤 正

五 五 八 毎会計年度 事業年度

第十二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 一 三 金融機関に 金融機関を
三 二 三 第九条七 第九条の七

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局